

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	<p>自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化 (自衛隊の船舶、通信機械等の用途)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</li> <li>・自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</li> </ul>	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税1)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・延長】	【 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされている。その点、現行制度において、自衛隊が使用する船舶の動力源、自衛隊が通信の用に供する機械等(自衛隊が通信の用に供する機械、ナンバー取得の無い自動車、レーダー、射撃統制装置、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等)に使用する軽油については、令和6年3月31日までの間、軽油引取税の課税が免除されている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>現行の課税免除措置の対象となっている自衛隊の船舶等は、極めて公益性の高い任務に従事していることから、その軽油に係る軽油引取税を課税されるべき性質のものではない。その上で、限られた予算の中にあっても必要な軽油を十分に確保する必要があることから、課税免除措置を要望するとともに、自衛隊の活動が将来にわたるものであること等を踏まえ、恒久化を要望するものである。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号</li> <li>・地方税法施行令(昭和25年政令245号)附則第10条の2の2第1項及び第2項</li> <li>・地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第4条の7第1項</li> </ul>	
5	担当部局	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(宇宙・地上装備担当)	
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和5年8月</p> <p>分析対象期間: 令和2年度～</p>	
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和31年度創設</p> <p>昭和32年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,000円増額)</p> <p>昭和34年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,400円増額)</p> <p>昭和36年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,100円増額)</p> <p>昭和39年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,500円増額)</p> <p>昭和51年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、4,500円増額)</p>	

		<p>昭和54年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、4,800円増額) 平成5年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、7,800円増額) 平成20年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、17,100円減額) 同 軽油引取税額について改正(1kl当たり、17,100円増額) 平成21年度軽油引取税を目的税から普通税に変更</p>
8	適用又は延長期間	恒久化
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。</p> <p>これらの目的の実現に資するため、平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要があり、これらの任務に使用する船舶、通信機器、レーダー等の機械等(以下「船舶等」という。)に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある。一方で、軽油には地方税法に基づく軽油引取税が課税されるが、前述のような自衛隊の活動は、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くための極めて公益性の高いものであることから、自衛隊の船舶等に使用する軽油については課税されるべき性質のものではない。</p> <p>その上で、これらの軽油に対する軽油引取税については、平成21年度税制改正により免税措置が創設されて以来、3年毎に延長されてきており、当該免税措置は、限られた予算の中にあっても必要な軽油を確保する上で、極めて高い政策効果があったと言える。</p> <p>免税措置は令和6年3月31日で期限を迎えるものの、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、自衛隊の船舶等に使用する軽油については、引き続き確実に確保していく必要がある。しかしながら、仮に当該免税措置が終了した場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなるため、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。</p> <p>以上のことから、極めて公益性の高い自衛隊の任務を確実に遂行するためには、自衛隊の船舶等で使用する軽油については引き続き免税措置とする必要がある。加えて、当該免税措置がこれまで果たしてきた役割や自衛隊の任務が将来にわたるものであることを踏まえれば、恒久的な免税措置とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄) Ⅲ 我が国の安全保障に関する基本的な原則 我が国の国益を守るための安全保障政策の遂行の前提として、我が国の安全保障に関する基本的な原則を以下に示す。 1 国際協調を旨とする積極的平和主義を維持する。その理念を国際社会で一層具現化しつつ、将来にわたって我が国の国益を守る。そのために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、刻々と変化する安全保障環境を直視した上で、必</p>

要な改革を果敢に遂行し、我が国の安全保障上の能力と役割を強化する。

#### V 我が国の安全保障上の目標

以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。

1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑制する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。

#### ○ 国家防衛戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)

##### Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

○ 我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑制することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。

第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。

#### IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

##### 7 持続性・強靱性

(1) 将来にわたり我が国を守り抜く上で、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない。こうした現実を直視し、有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。このため、弾薬の生産能力の向上及び製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有するとともに、必要十分な燃料所要量の確保や計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を早急に確立する。

#### ○ 防衛力整備計画について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)

		<p>I 計画の方針</p> <p>1 我が国の防衛上必要な機能・能力として、まず、我が国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにする必要がある。このため、「スタンド・オフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」を強化する。</p> <p>また、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要がある。このため、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」を強化する。</p> <p>さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある。このため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化する。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤に加え、防衛力を支える人的基盤等も重視する。</p> <p>2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結し得る分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。</p> <p>II 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>7 持続性・強靱性</p> <p>(2) 燃料等の確保</p> <p>自衛隊が行う作戦に必要な燃料所要量を早期かつ安定的に確保するため、燃料タンクの新規整備及び民間燃料タンクの借り上げを実施する。加えて、糧食・被服の必要数量を確保する。</p> <p>○ 国土強靱化基本計画の変更について(平成30年12月14日閣議決定)(抄)</p> <p>第2章 脆弱性評価</p> <p>(別紙第2)プログラムごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(別紙第4)各プログラムの推進方針</p> <p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p>
--	--	---

	<p>付け</p>	<p>基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野:我が国自身の防衛体制の強化(自衛隊の能力等に関する主要事業)</p> <p>施 策: 持続性・強靱性</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>自衛隊の船舶等に使用する軽油は、警戒監視、海賊対処、災害派遣等の各種任務において必要不可欠であり、本特例措置により、これを課税負担なく十分確保することで各種任務を遂行し、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜く。</p> <p>(なお、自衛隊の任務は我が国の防衛・警備という国民全体の利益のために、平素からの警戒監視のほか、海賊対処をはじめとする安全保障協力、弾道ミサイル対処、災害派遣活動等の不確定性の高い各種事態等に対応することが求められているため、定量的に目標を示すことは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を限られた予算の中で十分に確保するという目標が達成できれば、自衛隊が各種任務を確実に遂行することができ、ひいては国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くことが可能となるため、防衛省の政策目的に大きく寄与することとなる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○ 過去の実績</p> <p>令和2年度 474,483kl 令和3年度 425,052kl 令和4年度 454,620kl</p> <p>※ 過去の実績は決算数量。</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>令和5年度 600,503kl 令和6年度 600,503kl 令和7年度 600,503kl</p> <p>※ 将来の推計のうち、令和5年度は予算数量、令和6年度及び令和7年度は令和5年度の予算数量をもって推計。</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>○ 過去の実績</p> <p>令和2年度 27,150百万円 令和3年度 36,724百万円 令和4年度 51,536百万円</p> <p>※ 過去の実績は決算額。</p>

		<p>○ 将来の推計 令和5年度 75,999百万円 令和6年度 75,999百万円 令和7年度 75,999百万円</p> <p>※ 将来の推計のうち、令和5年度は予算額、令和6年度及び令和7年度は令和5年度の予定額をもって推計。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>○ 過去の実績 令和2年度 15,231百万円 令和3年度 13,645百万円 令和4年度 14,594百万円</p> <p>○ 将来の推計 令和5年度 19,277百万円 令和6年度 19,277百万円 令和7年度 19,277百万円</p> <p>(算出根拠) 各年度の免税軽油調達(見込)量※1 × 軽油引取税額(1kl当たり32,100円※2)</p> <p>※1 調達量については適用数と同値。将来の推計については調達見込量。 ※2 地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例]</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 前回政策評価を実施した令和2年度における政策目的「平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要があり、これらの任務に使用する船舶等に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある」については、周辺海空域における安全確保、弾道ミサイル攻撃への対応、海洋安全保障の確保等の各種施策を確実に実施することにより、達成することができた。</p> <p>同じく達成目標「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、自衛隊の船舶等に使用する軽油については、引き続き確実に確保していく必要がある」ことについては、政策評価実施後も必要な軽油を十分に確保でき、各種任務を確実に遂行したため、実現することができた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回政策評価実施後も、本特例措置によって、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することができ、その結果、本特例措置の適用を受ける船舶等を運用して以下に示すような各種任務を遂行する等、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜くための活動が継続的に実施されている。</p> <p>【参考】前回政策評価実施後に本特例措置の適用を受ける自衛隊の船舶等が従事した主な活動 ・ソマリア・アデン湾における海賊対処活動</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮による弾道ミサイル対処</li> <li>・中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動</li> <li>・令和3年7月大雨に係る災害派遣</li> <li>・令和3年8月豪雨に係る災害派遣</li> </ul> <p>なお、仮に当該免税措置が終了した場合、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなり、自衛隊の燃料費を課税分だけ増額した場合、増額分と同額の自衛隊の各種活動経費、装備品等の購入費等を削減することとなる。また、既存の燃料費の中で課税分を充当した場合、従来進めてきた各種効率化努力により工夫の余地はないことから、調達可能となる軽油の量が約20%削減されることとなり、いずれの場合においても自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼす。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>軽油引取税が免除されたことにより、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を確保でき、上記④に示すような極めて公益性の高い各種任務の確実な遂行が図られており、税込減を是認するに足りる十分な理由があると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>自衛隊の任務は我が国として必要不可欠なものであり極めて公益性が高く、自衛隊以外に当該任務を遂行することはできないことから、自衛隊の活動に使用する軽油について免税とする措置は妥当である。</p> <p>その上で、仮に本特例措置が終了し、新たに課税分の予算要求をした場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、他に必要な予算を削減することになり、自衛隊の各種任務の遂行に重大な影響が生じるおそれがある。したがって、本特例措置は、予算措置によって必要な軽油を確保する場合と比較して適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条等に基づき、都道府県知事等は自衛隊による災害派遣等を要請できることとされている。また、都道府県知事等の要請に基づかない平素からの警戒監視、海賊対処、弾道ミサイル対処といった各種任務についても、地方公共団体が担うことのできない極めて公益性の高いものである。</p> <p>したがって、上記のような自衛隊の各種任務の遂行に必要な軽油を確保するための本特例措置に地方公共団体が協力する相当性は認められる。</p>
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年度(自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化)